

「(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画」環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 当該事業実施区域及びその周辺は、県指定の自然環境保全地域を含む等、環境保全上極めて重要な地域であることから、以下に示す個別的事項に留意しながら、事業計画の検討を行い、想定される環境影響に対する適切な環境保全措置を講じたうえで、事業を実施すること。
- (2) 環境影響評価を行う過程で、評価項目及び手法等の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて評価項目及び手法等を見直すなどし、適切に評価を行うこと。
- (3) 風力発電機の機種等、今後正式に決定することとしている項目については、検討結果を踏まえ、再度、調査、予測及び評価の必要性が生じた場合には、その内容及び結果を具体的に評価書に記載すること。

2 個別的事項

- (1) 動物、植物及び生態系
 - ① 希少猛禽類については、事業実施に伴う採餌環境への影響が懸念されることから、供用後の希少猛禽類の事業実施区域内における採餌状況について予測評価を行い、その結果に基づき、専門家等の意見を聴きながら適切な環境保全措置について検討すること。また、その検討経緯等については、評価書に記載すること。
 - ② 希少猛禽類に対する環境保全措置として代償措置を実施する場合には、予測評価の結果明らかとなった影響の程度に見合った代償措置を適切に実施すること。
 - ③ 希少猛禽類に対する環境保全措置の実施状況等については、関係機関に報告する等、透明性及び客観性の確保に努めること。
 - ④ 希少猛禽類の衝突確率の計算に当たっては、計算に用いるデータについて再精査したうえで、最新の知見に基づいて計算を行うとともに、その結果を準備書に示されている計算結果と併せて、評価書に記載すること。
 - ⑤ 希少猛禽類及びコウモリ類に関する事後調査に関しては、専門家等の意見を聴きながら方法、頻度及び期間等について検討したうえで適切に実施する

とともに、結果に応じて稼働時間の調整等を含め、追加的な環境保全措置を講ずること。また、環境保全措置を講じた場合には、関係機関へ情報提供を行う等、透明性及び客観性の確保に努めること。

⑥ バードストライクの防止対策については、最新の研究成果等を踏まえて検討するとともに、供用後に新たな研究成果等が発表された際には、必要に応じて追加的な採用に努めること。

⑦ 希少コウモリ類については、生息環境への影響に鑑み、樹林の改変を最小限に留めるとともに、影響が最小限となる時期を検討したうえで改変を実施すること。

⑧ 重要な両生類への影響については、落下の際の這い出しが容易となる構造の排水溝を採用する等、適切な環境保全措置を検討し、実施すること。

⑨ 自然環境保全地域に近接する場所に設置を予定している風力発電機及び工事用道路については、専門家等の意見を聴きながら設置場所について再検討し、自然環境保全地域への影響を回避すること。また、その検討経緯等について評価書に記載すること。

⑩ 風力発電機の設置や工事用道路の拡幅等に伴う改変により消失した植生の復元に当たっては、事業実施区域の環境への適合を図るため、極力在来種の採用に努めるなど、適切な方法により実施すること。特に、自然環境保全地域に近接する場所については、施工地域の表土を利用するなど、特に地域生態系の保全に配慮した工法を採用すること。

⑪ 環境保全地域の近傍の水生の生物及び湿地性の生物への影響に係る予測評価には不確実性が生じるため、生物相に関する事後調査を実施すること。

(2) その他

事業の実施に当たり必要となる各種許認可手続きについては、関係機関と速やかに協議を進めること。